

定 款

社団法人

行政情報システム研究所

定 款

昭40. 2. 5 決 定
昭40. 7. 23 一部改正
昭45. 7. 9 一部改正
昭47. 7. 8 一部改正
昭49. 4. 8 一部改正
平 8. 4. 3 一部改正
平 9. 5. 29 一部改正
平11. 6. 11 一部改正
平13. 11. 28 一部改正
平16. 5. 28 一部改正
平17. 5. 27 一部改正
平19. 10. 18 一部改正
平21. 7. 21 一部改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人行政情報システム研究所（以下「本研究所」という。）という。

(事務所)

第2条 本研究所は、主たる事務所を東京都千代田区日比谷公園1番3号に置く。

2. 本研究所は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第3条 本研究所は、社会経済の進展に即応し、情報システムに係る調査研究、普及啓発、役務の提供等の事業を実施することにより、行政の情報化とこれを通じた行政事務の高度化・効率化および行政サービスの向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本研究所は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一、情報システムおよび行政管理に関する調査研究
- 二、情報システムの開発・整備、利用の促進および高度化並びにこれらに関する支援
- 三、情報システムに関する知識の普及、研究の奨励および国際交流の推進
- 四、情報システムに関する教育・訓練
- 五、前各号に係る内外資料の収集・整備・提供および出版物の刊行

六、情報システムに係る役務、機器等の提供

七、前各号に係る事業の用に供する施設・設備の設置および運営

八、その他本研究所の目的を達成するために必要な業務

第2章 会 員

(種 別)

第5条 本研究所の会員は、次の3種とする。

正会員 本研究所の目的事業に関連をもち、その趣旨に賛同するもの。

賛助会員 本研究所の目的事業を賛助し、賛助会費を納めたもの。

名誉会員 本研究所の目的事業につき学識経験を有する者であって理事会で推薦したものの。

2. 正会員および賛助会員は、相互に兼ねることができる。

(会 員)

第6条 正会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第7条 本研究所の正会員となろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(資格喪失)

第8条 本研究所の会員は、退会、死亡、解散又は除名をもってその資格を喪失する。

(抛出金の不返還)

第9条 既納の会費その他の抛出金品は返還しないものとする。

第3章 役員等

(種 別)

第10条 本研究所に、次の役員を置く。

(1) 理 事 10名以上15名以内

(2) 監 事 2名以上 3名以内

2. 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。

3. 役員は、会員（法人会員が当該法人の役員のうちから指名した者を含む。）のうちから総会の議決により選任する。

4. 理事長および専務理事は、理事の互選による。

5. 理事のうち理事長および専務理事は常勤、他は非常勤とする。

6. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(評議員)

第10条の2 本研究所に10名以上15名以内の評議員を置くことができる。

2. 第10条第3項の規定は、評議員について準用する。

3. 監事および評議員は、相互に兼ねることができない。

(職 務)

第11条 理事長は、本研究所を代表し、所務を総理する。

2. 専務理事は、理事長を補佐して本研究所の業務を掌理し、理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。
3. 理事は、総会の議決に基づいて、所務を行う。
4. 監事は、本研究所の業務を監査する。
5. 評議員は、評議員会において、理事会に付議した事項のうち重要な事項について評議する。

(任 期)

第12条 役員および評議員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 任期満了前に辞任した役員の後任役員および任期満了前に辞任した評議員の後任評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員および評議員は、任期満了の場合においても後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(顧問・参与)

第13条 本研究所に、顧問および参与を置くことができる。

2. 顧問は、総会の議決により、理事長が委嘱する。
3. 参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。
4. 顧問および参与は、重要な事項について理事長の諮問に応ずる。

(職 員)

第14条 本研究所に事務局を設け、所要の職員を置く。

2. 職員は、理事長が任免する。
3. 事務局に関する必要な事項は、理事長がこれを定める。

第4章 会 議

(種 別)

第15条 会議は、総会、理事会および評議員会とし、それぞれ正会員、理事および評議員で構成する。

2. 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(招集・開催)

第16条 会議は、理事長がこれを招集する。

2. 理事長は、正会員の5分の1以上の者又は監事から総会の目的たる事項を示して請求があったときは、これを招集しなければならない。

(議 長)

第17条 総会および理事会の議長は、理事長をもってこれにあてる。

2. 評議員会の議長は、評議員のなかから理事長がこれを指名する。

(定足数)

第18条 会議は、構成員の過半数の出席がなければこれを開きおよび議決することができない。

(議 決)

第18条の2 会議の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した構成員に過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者の表決又は代理については、民法第65条第2項の例による。

(総会に附議すべき事項)

第20条 総会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- 一、事業報告および収支決算
- 二、事業計画および収支予算
- 三、財産目録
- 四、定款変更
- 五、会費に関する事項
- 六、その他理事会において必要と認めた事項

(理事会に附議すべき事項)

第21条 理事会は、この定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- 一、総会の議決した事項の執行に関する事
- 二、総会に附議すべき事項
- 三、賛助会員に関する事項
- 四、その他総会の議決を要しない所務の執行に関する事項

(評議員会)

第22条 評議員会は、理事長の諮問に応じて、必要な事項について審議し、助言する。

第5章 資産および会計

(資産および経費の支弁)

第23条 本研究所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一、会費および賛助会費
- 二、寄附金品
- 三、補助金
- 四、事業に伴なう収入
- 五、資産から生ずる収入
- 六、その他雑収入

(資産の種類)

第23条の2 資産は、基本財産および運用財産の二種類とする。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
 - 一、基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - 二、理事会の議決によって基本財産として繰入れられた財産
3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第23条の3 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決による。

2. 基本財産のうち、現金は郵便官署、若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債その他確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第23条の4 本研究所の経費は、運用財産をもって支弁する。

(決算の承認)

第24条 収支決算は、年度終了後2ヶ月以内に、その年度末財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第25条 本研究所の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(暫定予算)

第25条の2 やむを得ない事由により会計年度開始前に当該年度の収支予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、その収支予算の成立の日まで前年度の収支予算に準じて収入支出をすることができる。

2. 前項の規定による収入支出は、当該年度の収支予算が成立したときは、その成立した収支予算による収入支出とみなす。

第6章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第26条 この定款は、総会において、出席正会員の4分の3以上の同意を経、主務官庁の認可を得なければ、変更することができない。

(基本財産の処分制限)

第26条の2 本研究所の基本財産は、これを処分し又は担保に供してはならない。ただし、本研究所の目的遂行上やむを得ない理由があるときは理事会の議決を経、主務官庁の許可を得て、その一部に限り処分又は担保に供することができる。

(解散・残余財産の処分)

第27条 本研究所は、民法第68条第1項第2号から第4号までおよび第2項の規定により解散する。

2. 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経、主務官庁の許可を得て、類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第7章 補 則

(委 任)

第28条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議により、理事長が定める。

(附 則)

第29条 この定款は、内閣総理大臣の許可のあった日から施行する。

第30条 本研究所の設立初年度の会費、事業計画および収支予算は設立総会の定めるところによる。

第31条 本研究所設立当初の理事および監事は、別紙の役員名簿のとおりとし、その任

期は、第12条第1項の規定にかかわらず昭和40年3月31日までとする。

第32条 第10条第5項の規定にかかわらず、当分の間、理事長を非常勤とすることができる。